

役員（理事・監事）の選任に関する規程

（趣 旨）

第1条 この規程は、一般社団法人ペットフード協会（以下「本協会」という。）の定款（以下「定款」という。）第16条に基づき、役員を選任について、必要な事項を定めるものとする。

（選 任 等）

第2条 「役員公募」

理事及び監事の職責にあたりたいと考える正会員（その代表者又は、代表者の指名する者）は、理事若しくは監事の何れか一方に立候補するものとし、理事会の承認を得て、役員候補として社員総会に諮るものとする。

2. 理事及び監事への立候補する正会員が定款第15条に定める上限人数を超えた場合は、立候補者の事業規模の大きい順に定員数の正会員までを理事及び監事とし、理事会で承認されるものとする。

事業規模の算定は、年会費決定のために、正会員が本協会に年1回提出する売上報告のうち、当該理事会に最も近い時に提出されたものとする。

3. 前項の事業規模の確認は、改選前の会長及び監事が確認するものとし、立候補者の事業規模は開示しないものとする。

4. 監事が定員数に満たない場合は、前々項の事業規模の算定に基づき、規模下位者となった理事候補者を監事に推薦することを理事会で承認し、社員総会に諮るものとする。

職責及び権限に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、一般社団法人ペットフード協会（以下「本協会」という。）の定款（以下「定款」という。）第17条に基づく、「会長の職責」及び第49条に基づく「事業計画の遂行及び予算統制」について、必要な事項を定めるものとする。

(理事の職務・権限)

第1条 法人の代表たる会長の職務を以下に定める。

- (1) 法人の各年度の事業計画立案及び収支計画策定。
- (2) 事業予算の統制及び管理。
- (3) 法人の事業遂行にかかる意思決定及びその遂行。
- (4) 法人の業務遂行に必要な組織の組成。
- (5) 法人のガバナンス管理。
- (6) 事業報告（以下の書類の作成。①事業報告の附属明細書 ②貸借対照表 ③正味財産増減計算書 ④貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書）

(事業計画の遂行及び予算統制)

第2条 年度内に追加及び新規の支出が必要となった場合の運用規定を次に定める。

- (1) 理事会で承認された個別の事業計画に関わる支出の増加が10%以上～30%未満で超過する場合は理事会の承認を得るものとする。10%未満の場合は会長の責任において遂行する。
- (2) 理事会で承認された個別の事業計画に関わる支出の増加が30%以上超過する場合は理事会の承認を得て、支出実行後、2週間以内に正会員及び賛助会員に報告するものとする。
- (3) 年度初めの事業計画及び支出予算に計上されていない、支出を伴う新たな事業の遂行が必要になった場合の予算の運用は以下の通りとする。
 - ア) 10万円未満の支出及び各委員会予算を超えない事業は、委員長の責任において遂行する。
 - イ) 10万円以上～30万円未満の支出を伴う事業は、会長の責任において遂行する。
 - ウ) 30万円以上～100万円未満の支出を伴う事業は、理事会の承認を得て、会長の責任において遂行し、次期理事会に報告する。
 - エ) 100万円以上～200万円未満の支出を伴う事業は、理事承認後会長の責任において実行し、支出実行後、2週間以内に正会員及び賛助会員に報告する

ものとする。

オ) 200 万円以上及び法人の年度支出予算の 2%を超える支出を伴う事業は、理事会の承認後、臨時社員総会の承認を得たのちに実行するものとする。